

平成31年3月号(262号) 毎月1日発行 (皇紀2679年)

新風

編集人 瀬戸開

発行人 魚谷哲央
年間購読料 2,000円

維新の党・新風本部
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル
第2ふじビル4階
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800
<http://shimpu.jp.org/>
otayori@shimpu.jp.org

御慶事を言寿奉る

～受禅踐祚からの視点～ 維新の党・新風副代表 伏見稲荷大社正祢宣 黒田秀高



今年四月三十日の今上帝御譲位、翌五月一日の新帝御即位の御慶事を衷心より御祝意申し上げる次第である。此度の御慶事は、第百九十九代光格天皇以来約二百年振りであり、また皇室典範の規定外のこともあるので、将来に於ける前例となるのを踏まへて問題点を指摘しておく必要があると思はれる。明治の皇室典範は諒闇踐祚を基本としてをり、現行典範に於いてもそれを踏襲してゐる。この典範制定当時は、今日のやうな高齢化社会をまつたく想定してゐなかつたから当然のことと言へよう。明治

このやうに御譲位に關しては国史上様々な問題が存してゐたわけであるが、今日の高齢化社会のなかでの皇位のあり方について、此度の如き一時的な特例法で糊塗するのではなく、皇室典範の改訂を含め議論を深めるべきと考へる。皇室典範は、皇室のことは皇室自ら決定し、国民がこれに關与することは無い、といふ皇室自律主義に基づいて

このやうに御譲位に關しては国史上様々な問題が存してゐたわけであるが、今日の高齢化社会のなかでの皇位のあり方について、此度の如き一時的な特例法で糊塗するのではなく、皇室典範の改訂を含め議論を深めるべきと考へる。皇室典範は、皇室のことは皇室自ら決定し、国民がこれに關与することは無い、といふ皇室自律主義に基づいて

このやうに御譲位に關しては国史上様々な問題が存してゐたわけであるが、今日の高齢化社会のなかでの皇位のあり方について、此度の如き一時的な特例法で糊塗するのではなく、皇室典範の改訂を含め議論を深めるべきと考へる。皇室典範は、皇室のことは皇室自ら決定し、国民がこれに關与することは無い、といふ皇室自律主義に基づいて

このやうに御譲位に關しては国史上様々な問題が存してゐたわけであるが、今日の高齢化社会のなかでの皇位のあり方について、此度の如き一時的な特例法で糊塗するのではなく、皇室典範の改訂を含め議論を深めるべきと考へる。皇室典範は、皇室のことは皇室自ら決定し、国民がこれに關与することは無い、といふ皇室自律主義に基づいて

このやうに御譲位に關しては国史上様々な問題が存してゐたわけであるが、今日の高齢化社会のなかでの皇位のあり方について、此度の如き一時的な特例法で糊塗するのではなく、皇室典範の改訂を含め議論を深めるべきと考へる。皇室典範は、皇室のことは皇室自ら決定し、国民がこれに關与することは無い、といふ皇室自律主義に基づいて

の顯官達は権力闘争による受禅踐祚(先帝の譲位を受けて即位すること)の事例等を意識した上で、畏き皇位の絶対性を確保するために、これを排したわけである。結果的に武家

制定されたものである。公務法としての皇室典範は西歐からの継受法であり、その淵源は神聖ローマ帝国時代の王室法にあるといふ。わが国の法制度としては、基本的に明治維新までは律令が存続してをり、その後には公家法と武家法とが体系化されていつた。皇位継承については明確な規定は無かつたが、男系については不文の慣習法としての性格で厳格に受け継がれてきたと捉へられる。現在男系の宮様は、秋篠宮、常陸宮の宮々しか居られないといふことに危懼を抱かざるを得ないはずである。而して今年の御代替りについで最大の問題となるのは、全てが政府主導で為されておるといふことである。政府はあくまでも譲位では無く退位と言ひ、本来の太上天皇の尊称を用ゐずに、最初から略称としての上皇としてしまつたことなど、論つていけば不敬の数々である。極言すれば、畏き皇室の御存在を貶めるやうな政府のやる態度は、まさに「大典を闕き、国体を損ずること、大なるはなし」と断じられる。畢竟かうした事態に至つたのは、占領政策から継続してゐる米國從属の体制に依るからに他ならない。昭和二十一年二月三日に示されたマツカアサア三原則には「The Emperor is at the head of the state(天皇は国家

元首の地位にある)」とされたるが、二月二十六日に臨時閣議で配布された英文憲法草案の外務省仮訳では、第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主權意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス 第二条 皇位ノ繼承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ 第十四条 皇位ノ繼承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ

元首の地位にある」とされたるが、二月二十六日に臨時閣議で配布された英文憲法草案の外務省仮訳では、第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主權意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス 第二条 皇位ノ繼承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ

元首の地位にある」とされたるが、二月二十六日に臨時閣議で配布された英文憲法草案の外務省仮訳では、第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主權意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス 第二条 皇位ノ繼承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ

新風驟雨

しんぶうしゅう 吾輩は普通の老人である。六年前、職を辞してより自給自足の生活をしてゐる。故郷の限界集落に帰り、大正時代の古い農家にリフォームして住んでゐる。住人は嫁と犬一匹。愛犬は十歳の室内犬であるが、人が通るとよく吠える。鶏も十四をり三歳程で皆放飼。朝食べて卵を産み小屋を出て行き、午後四時頃帰りに夕食をとり、止まり木にて休む毎日である。次に山羊が二匹、六歳の雄と雌で、元々は占領軍の持ち込んだ子孫だと云ふ。子山羊の頃は畑や田の土手に繋いでゐたが、今は柵中に居る事が多い。ほぼ毎日軽トラで、木葉草等の餌取りに行くが、冬間は餌が少ないので大変であるが楽しみもある。動物用足置を仕掛けてあるのでそれを見て回る。月に一度くらいは鹿・猪・アナグマ等獲物が掛かる。それを捌いて食する。実に美味で酒のつまみに最高である。人間の食糧として山の中の棚田で米を作つてゐるが、農業は楽しんでやつてゐる。無理はしない。収穫は食べる分だけあればよいのだ。平成三十年九月二十四日、南洲翁百四十年祭の吉日に新風の南九州ブロック会議が有り、薩州代表に任命された。平成も終らうとする今こそ世の爲、人の爲に出来る事を始めよう。新しい時代が始まる時期に合せ「新しい風」を吹かせようぢやないか。新天皇の元に真の日本人にならう。昭和・平成の同志よ最後の御奉公を願ふ。(貫)

本紙目次

- 一頁：御慶事を言寿奉る
- 二頁：新風ニュース 他